

(PDF 版・5の1のア) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十四節 教える教会の機能としての教義学」「一 教義学の実質的課題」

(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学——一 教義学の実質的課題」(191-208頁)

「教える教会の機能としての教義学」について、バルトは、次のような定式化を行っている。

教義学は、聞く教会を、聖書の中に証しされた啓示の中での神の言葉を新しく教えるようにと呼び出す。しかしそのことを、教義学は、ただ、教義学自身教える教会の立場をとり、したがって自分自身、教える教会そのものに対して与えられている対象としての神の言葉を通して、要求されていることによって、なすことができる。(191頁)

この定式は、次のように理解することができる。

第三の形態の神の言葉である教会の宣教(説教と聖礼典)における説教およびその一つの補助的機能(教会的な補助的奉仕)としての教会「教義学」(福音主義的な教義学)は、「現代において、現代のために、……<時代>の声」を問わなければならないのではなく、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、「時代<に対する神>の声」を問わなければならない。その現存する教会は、不可避免的に、「歴史とは個々の世代〔個体的自己の成果の世代的総和〕の継起にほかならず、これら世代のいずれもが、これに先行するすべての世代〔個体的自己の成果の世代的総和〕からゆずられた〔経済的範疇の〕材料、資本、生産力〔また、言語、性・夫婦・家族〕を利用〔媒介・反復〕する」のであるから、「それが良きものであれ悪きものであれ、人類がそれらを人類の成果〔「人間のつくる観念と現実のすべての成果」〕として歴史的に蓄積させてきたものの現存性のことである」ところの、歴史的現存性のただ中に存在し、その時代と現実**に強いられたところで**、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする**第三の形態の神の言葉として**、「キリスト教に固有な」類の時間性を生きる、換言すれば人類史において尖端性(世界普遍性)を獲得したところの西欧近代の危機——すなわち「すべての人々の関心を引き、すべての人々にかかわり、世界のあらゆる国々の諸思想、あるいは思想一般に影響を及ぼす危機」、そのことの裏返された動きはあるとしても「帝国主義の終焉」、「時代を画する哲学者は一人もいないという西欧哲学の時代の終焉」、「一つの思想形態……一

つの世界ビジョン、一つの社会機構となったマルクシズムの危機」、「西欧思想の危機」、「革命という西欧概念の危機」、「人間、社会という西欧概念の危機」、「全世界にかかわる危機」のただ中に存在し、その時代と現実が強いられたところで、第三の形態の神の言葉として、「キリスト教に固有な」類の時間性を生きている、また換言すれば私的利害および利害共同性の優先意識を生み出す資本主義の拡大・高度化・高次化——法的観念的な共同性を本質とする国家だけが〈自由〉であり得るところの、それ故に現実的な社会に現存する人間は恣意的にだけ自由であるところの恣意的自由の優先意識を生み出す自由主義国家の成熟は、価値意識（価値観）を多様化させ、関係意識を希薄化させ、共同体統括力を衰退させ、他者を現実的に侵害しないことを原則とする個人主義をではなく、他者を現実的に侵害する利己主義を蔓延させたのであるが、その時代と現実が強いられたところで、第三の形態の神の言葉として、「キリスト教に固有な」類の時間性を生きている、また換言すれば宗教者、教育者、裁判官、警察、慈善家、人間論的な自然的人間、教会論的なキリスト教的人間、誰であれ世俗性も生きているにも拘らず、わざわざその最初から自分は世俗性に生きると宣言する馬鹿な輩はもちろんのこと、普段綺麗ごとばかりを主張している人間も、現実的な契機さえあれば際限なき人間の欲望を裸形化させてしまう時代のただ中に存在し、その時代と現実が強いられたところで、第三の形態の神の言葉として、「キリスト教に固有な」類の時間性を生きている。また、第三の形態の神の言葉である教会に属する個体的自己としての全成員も、不可避的にある歴史的現存性のただ中にある親のもとで生誕し、個体的自己としての人間としてその生誕から死までの時間性（個体史、自己史）を生きる。

そのような訳で、現存する教会は、それぞれの時代、それぞれの世紀において、その時代（世紀）と現実が強いられたところで、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において現存している第二の形態の神の言葉である聖書——すなわち、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の〈しるし〉」、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、「キリスト教に固有な」類としての第三の形態の神の言葉である「教会の〈客観的な〉信仰告白および教義〔Credo〕」の時間性——すなわち、「聖書によって宣教を義務づけられた」第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学の時間性、「説教および聖礼典としての教会の宣教」史、「信仰告白および教義〔Credo〕」史）を生きる。このことからして、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性とし

て客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「啓示されてあること」、すなわち「キリスト教に固有な」類と歴史性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの（その聖書を媒介・反復することを通してところの）、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての教会「**教義学**〔福音主義的な教義学〕は、**聞く教会を**〔終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返す、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方**で聞く教会を**〕、**聖書の中に証された啓示の中での神の言葉を新しく教えるようにと呼び出す**」〔客観的な正当性と妥当性とともに、根本的包括的な原理的なキリスト教批判をなしたところのフォイエルバッハやマルクスやハイデッガーによるキリスト教批判を、例えば「〔あの問題に満ちた〕ルター主義の関心事」を（このことについては、＜（PDF版・4の4のイ）『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」＞の最後の段落で述べた『ルートヴィヒ・フォイエルバッハ』を参照されたし）、またまさにそのキリスト教批判の対象そのものである近代主義的プロテスタント主義的キリスト教的な信仰・神学・教会の宣教を、また「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞を認識し自覚し堅持しないで、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階に停滞し、「人間の自己運動を神のそれと取り違えるという混淆」、「神の自由を認識していないという事態」を惹き起こす人間中心主義の「ヘーゲルの強力な痕跡」を持った「シュライエルマッハー」や「シュライエルマッハー以外の他の人々〔ルドルフ・ブルトマン、モルトマン、ルドルフ・ボーレン、エーバーハルト・ユンゲル、ベルトルート・クラッパート、滝沢克己、八木誠一、大木英夫、喜多川信等々〕」（『ヘーゲル』）を、すなわち**現在の教会の宣教の問題およびその一つの補助的機能としての神学の問題を包括し止揚し克服した未来に生き言葉は**、例えばローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「**イエス・キリスト<の>信仰**」の属格を、最後的には人間中心主義へのベクトルを持っている神と人間との協力関係（共労・協働関係、神人協力関係）の下で理解する目的格属格（「イエス・キリスト<を>信じる信仰」による神の義の授与）としてではなく、それを包括し止揚した**徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格**（換言すれば、「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界としての教会自身と世・全人類の究極的包括的総体的全体的永遠的な救済そのもの、それ故にこの包括的な救済概念に包括された平和そのものとしての「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」）として**理解されたそれだけである**、また二元論的な対立的関係においてでは

なく、区別を包括した単一性において理解されたところの、純粹な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法（神の命令・要求・要請）として理解された「福音と律法」理解におけるそれだけである、あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において理解されたそれだけである、区別を包括した単一性における「教えの純粹さを問う」教会教義学に包括された「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理学」という理解におけるそれだけである。〔しかし、そのことを、教義学は、ただ〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての〕**教義学自身**〔終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方〕**教える教会の立場をとり、したがって自分自身**、〔終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方〕**教える教会そのものに対し与えられている対象としての神の言葉を通して要求されていることによって**〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、換言すれば客観的なその「死と復活の出来事」としてのイエス・キリストにおける「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性＞）」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性＞）」を前提条件とした（神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて）、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性（主観的な「認識的なくラチオ性＞」を包括した客観的な「存在的なくラチオ性＞」——すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とすることによって〕、なすことができる〕。

「一 教義学の実質的課題」

第三の形態の神の言葉である「**教会の生は**、〔それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、聖書の中で証されている「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な

第一の形態の〕神の言葉を聞くことの中で尽くされてしまわない。まさに、〔そのようにして〕神の言葉を聞く教会こそが〔すなわち、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「教えの純粋さを問う」「教会教義学」、「福音主義的な教義学」の課題を担う教会こそが〕、言うまでもなくそのような聞くことに基づいて、教えることへと召されているのである〔すなわち、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」の課題（「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学」の課題）を担うことへと召されている、換言すれば区別を包括した単一性における「律法の成就」・「律法の完成」そのものとしてのイエス・キリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、『福音と律法』によれば「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、＜教会＞が＜教会自身＞と＜世＞に対して語らねばならぬ一切事中の唯一のこと」であるところの、純粋な教えとしてのキリストの福音を、全世界としての教会自身と世のすべての人々が、現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えて行くことへと召されている、換言すれば区別を包括した単一性において「教えの純粋さを問う」「教会教義学」に包括された「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学」の課題を担うことへと召されている)〕。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学は、教会を、〔あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」の関係がそうであるように、区別を包括した単一性において、〕教えるよう呼びかけるために〔「前進するよう呼び出すために〕、聞くよう呼びかける〔「聞くことへと呼び戻す〕〕。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学は、教会の宣教に相対して」、その区別を包括した単一性において、「ただ単に批判的な課題〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、教会の宣教を、「的確に批判し訂正していかなければならない」課題〕を持っているだけでなく、また積極的な課題をも持っている」、「ただ単に形式的な課題を持っているだけでなく、また＜実質的な＞課題をも持っている」、「ただ単にその規準〔「教会の宣教における原理」・規準・法廷・審判者・支配者・標準である「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉であるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の＜しるし＞」）としての聖書〕について思い出させるだけでなく、またその＜対象＞〔教会の宣教における「先ず第一義的に優位に立つ原理」・規準・法廷・審判者・支配者・標準としての「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト〕についても思い出させなければならない課題をも持っている」。したがって、第三の形態

の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学」は、あの「神への愛」——すなわち「教えの純粹さを問う」教会教義学の課題と、区別を包括した単一性においてそれに包括されたところの「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」——すなわち区別を包括した単一性において教会教義学に包括された「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学」の課題、それ故にそれは、人間学そのものでない、それ故にまたそれは、「人間学の後追い知識」としての「混合神学」における倫理学ではない、それ故にまたそれは、「自己欺瞞に満ちた市民的観点・市民的常識」におけるそれではない——との連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指す課題を持っている。したがってまた、第三の形態の神の言葉である「教会の宣教の〈対象〉は、……教会の宣教の規準と違ったものではなく、教会の宣教の〈規準〉は、教会の宣教の対象と違ったものではない」。「われわれは、そのいずれの場合でも、神の言葉……の中では規準と対象は、ちょうどまさに律法と福音が〔二元論的に対立しておらず、区別を包括した単一性において〕一つであって異なっていないように〔律法は、区別を包括した単一性において、純粹な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての神の命令・要求・要請であるように〕、〔区別を包括した単一性において〕一つであって、異なっていないところの、聖書の中での〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている起源的な第一の形態の〕神の言葉について語っている」。したがって、「まさに、これら両方のものが、ただ単に一つであるだけでなく、その単一性の中でまた異なっている〔区別されている〕が故に、両方のものが、それぞれ意識的に〔自覚的に〕見て取られ、はっきりと言葉に出して強調されることを欲している」。したがってまた、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学自身は、聞く教会の機能〔純粹な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」、「教えの純粹さを問う」機能〕であると同時に、〈また〉教える教会の機能〔「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」、「正しい行為を問う」機能〕であるということが意識的に〔自覚的に〕見て取られ、はっきりと言葉に出して強調されなければならない」。

われわれは、前節の「聞く教会の機能としての教義学」において、「繰り返し決定的な問い」——すなわち、第三の形態の神の言葉である教会の宣教（説教と聖礼典）における「キリスト教の説教は、当然それが、〔第二の形態の神の言葉である「聖書が教会に宣教を義務づけている」ところの〕委任にかなう仕方で、したがって本質にかなう仕方で〔すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・

審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方] 由来して来なければならないところから、…… [それが、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証された「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の] 神の言葉から由来して来ているかどうか、それとも異端的な説教として、それ以外のところから由来して来ているのではないかどうかという決定的な問いのことを理解した」。しかしまた、その「キリスト教の説教に関して」、「教会が〔「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉である聖書の中で証された「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の] 神の言葉を<聞く時>、教会はそもそも何であり、何を欲し、何をなすかという問い」——この「繰り返し決定的な別な問いも存在している」。「聞かれたその神の言葉〔聞かれたところの、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証された「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕」は、全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を、現実的に所有することができるために、「教会の奉仕を要求する」、「人間的な領域の中で〔全世界としての教会自身と世の中で〕」、聖書の中で証された純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を、「声に出して語られ告げ知らされることを要求する」、それ故にそれは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づいたところの、「人間的な言葉、人間の舌、人間的な言葉を要求する」、「まさに<正しい>奉仕を要求するが故に」、「まさに〔あの「神への愛」と「神への愛」に根拠づけられた「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すところの〕<純粋な>教えの中で、声に出して語られ告げ知らされるようになることを欲するが故に」、「何はさておき繰り返し<聞かれ>なければならないのである」。

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づいて、換言すれば客観的なその「死と復活の出来事」としてのイエス・キリストにおける「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性>）」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性>）」を前提条件とした（神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいた）、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性（主観的な「認識的なくラチオ性>）」を包括した客観的な「存在的なくラチオ性>」——すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」

の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とすることによって「『わたしは信じる。それ故にわたしは語る』。聞くことが実際にこの帰結を伴うところでだけ、神の言葉は聞かれたのである」、それ故に「この帰結が、出来事となって起こるかどうかが問われなければならない」。第三の形態の神の言葉である「教会に委託された〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証された「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉は、ただ単に起源〔三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観性可能性として客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）の起源としての「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身〕を持っているだけでなく、また<目標>〔第二の形態の神の言葉である「聖書によって宣教を義務づけられた」ところの、第三の形態の神の言葉である教会が、「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す目標〕をも持っている」。このような訳で、「それが遂行されるに当たって、ただ単に必然的な秩序〔第三の形態の神の言葉である教会が、「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す上での必然的な秩序——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）〕を持っているだけでなく、また同じように必然的な<動力>〔必然的にそのことを目指すベクトルを持った「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動〕をも持っている」。したがって、その「神の言葉を聞くこと」が、「それが〔全く人間的な〕教会の〔全く〕人間的な聞くことである限り」、それら「すべてのことは確かにいつでも可能である」が、しかし、「教会を無関心な、勇気のない、行為を伴わない状態のままにしておくとか、ましてや無関心な、勇気のない、行為を伴わないものにしてしまうとか、教会から宣教すべき義務を免除し、教会をその義務から解放し、ただ無為に待ち、傍観する立場に置くということは、それ自体不可能である」、「教会は教えなければならないという命令から、勝手な〔恣意的独断的な〕仕方で教えてよいという許可をこっそり手に入れようとする」とは、「それ自体不可能である」（何故ならば、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学における「神の言葉を聞くこと」は、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示の固有な自己

証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、区別を包括した単一性において「神への愛」としての「教えの純粋さを問う」「教会教義学」に包括された「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」としての「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理学」という全体性において聞くことであるからである)。その「神の言葉を聞くこと」は、「ちょうど直ちに罪人の聖化が実行に移され、それ故に罪人の聖化が阻まれることなく進行して行くことなしに〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみあるローマ3・22、ガラテヤ2・16等の主格的属格として理解された「イエス・キリスト〈の〉信仰」(「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」)による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものであるイエス・キリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、すなわち神の命令・要求・要請である純粋な教えとしてのキリストの福音を、全世界としての教会自身と世のすべての人々が、現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えて行くということなしに〕、ただ罪人を義とする神的な義認〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみあるローマ3・22、ガラテヤ2・16等の主格的属格として理解された「イエス・キリストの信仰」(「イエス・キリストが信ずる信仰」)による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものによる義認〕についての言葉を聞くだけであるというようなことがあり得ないのと同様である」。

さて、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学における「神の言葉を聞くこと」は、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示の固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、区別を包括した単一性において「神への愛」としての「教えの純粋さを問う」「教会教義学」に包括された「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理学」という全体性において聞くことであるのだが、「神の言葉を聞くこと」が、「〔全く人間的な〕教会の〔全く〕人間的な聞くことである限り」、「別な可能性とも取り組まなければならない」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会〔すべての成員〕」が、「聞かなければならないという命令から、〔「勝手な仕方」で、恣意的独断的な仕方、〕〈責任なしに、行為なしに〉、聞いていてよいという許可をこっそり手に入れることがあり得る」からである、また教会が、「神の言葉は、人間に対して……〔キリストにあつての〕福音を宣べ伝えるために与えられている」にも拘らず、「まさに前進し、先に向かって歩みを進めて行くために、回心し、内省するようという命令でもって」、「全世界に出て行って、〔全世界としての教会自身と世、〕造られたすべてのものに〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示の固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、区別を包括した単一性において「神への愛」としての「教えの純粋さを問う」「教会教義学」に包括された「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人

愛」という「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理学」という全体性において〕福音を宣べ伝えるために与えられているということをもはや真剣に受け取ろうとしない<怠慢さ>の不当な自由を正当化することがあり得る」からである、「神の言葉が新たに聞かれるところでどうしても避けることができない裁きの経験」を、「裁きが実際に出来事となって起こり、受け取られるところで、有無を言わさず人間の身に及んでくる聖化、派遣、委任から<逃げ>てしまうための口実とすることがあり得る」からである。そのような「人間的な詭弁がこっそり手に入れようとしている〔「勝手に」、恣意的独断的な〕許可というものは、いつも業による義認と偶像礼拝〔人間的理性や人間的欲求やによって「勝手に」恣意的独断的に対象化され客体化された人間自身の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」（偶像）、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」、「存在者レベルでの神への信仰」〕への許可である。」「人間的な詭弁は、常に、神的な命令の内容を、自分で選んだ計画の内容に変え、また神への奉仕を、自分で築き上げた理想と偶像への奉仕に変えて行こうとする。神の言葉を聞くことも、そのような計画に、それから聞かれた神の言葉そのものも、そのような理想と偶像にされてしまうということがあり得るのである」、ちょうど第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会が、「律法の成就」・「律法の完成」そのものであるイエス・キリストが「律法の終わりとなられた方」であることを聞かず承認せず、「神の要求〔・命令・要請、律法〕を、人間的な自分自身の要求に、自分で満足させ得る要求に変えて、神的な『汝は斯くなすであろう』を変じて、人間的な余りに人間的な『汝は斯くなすべし』をつくり上げる」ように。その時には、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会は、「イエス・キリストを律法の目標としないのであるから」、換言すればキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、純粋な教えとしてのキリストの福音を、全世界としての教会自身と世のすべての人々が、現実的に所有することができるために、キリストの福音を告白し・証しし・宣べ伝えて行くことを目標としないのであるから、「律法の目標」を、「人間的な自然法や抽象的な理性や民族法という形に転倒させる」、また彼らは革命の過渡的課題（最低綱領）と究極的課題（最高綱領）とを明確に提起しないまま、ある者は「その時代の人間中の様々な敗残者に対して、熱心に博愛的配慮……教育的配慮を行う」ことに置く、ある者は「大規模な世界改良の偉大な計画」に置く、ある者は「大衆や時代の傾向と手をたずさえて、ある種の正義に邁進する」ことに置く等々（『福音と律法』）。まさに「無神性、不信仰、真実の罪」へのベクトルを持つところの、キリストにあつての神としての神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという「聖なるわがまま勝手さと活動」における「人間的な高慢と恣意」は、また「聖なる怠慢さと受動性の衣を身につけることができるのである」から、それらは、「正体を暴かれることを必要として

いる」、「また、ただ聞くだけの教会、結局最終的に全く参与しないで享楽だけしている観客であろうとする教会は、そのようなものとしてもはや教会ではないであろう」。

「**自然的人間の詭弁と直面して**」の、第二の形態の神の言葉である「聖書によって宣教を義務づけられている」第三の形態の神の言葉である教会の「**宣教への意志、勇氣、決心、喜び、謙遜、信頼**」における「**教会に委任された純粋な教えの概念と課題**」には、**教えは、ただ単に**〔それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、〕**神の言葉を新たに聞くことを通してその〈純粋さ〉が吟味され、その純粋性において回復されることを欲しているということが含まれているだけでなく、また教えは、そのことが起こることによって、新たに〈教え〉られることを欲しているということも含まれている**」。

「われわれは、ここでもう一度、マタイ25・14以下に出て来る、あの委託されたタレントについての譬え話を思い出さなければならない」——「自分に委託されたものを用いて、奉仕しつつ、主人の利益のために働かなかつた者は、不忠実な、悪い怠惰な僕なのである」、「確かに〔主人の利益のための〕行動を自分の僕たちから、自分の僕たちのところで要求してよい主人に対する反逆の罪を、ただ単に盗人、……異端的な、異端化する教会が犯すだけでなく、またまさにそっくりそのまま委任物を返そうとした僕が犯すのであり、またすべての純粋さにも拘らず、自分の教えを実際に少しも用いず、その限り当然純粋に教えていない教会が犯しているのである」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会は、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示の固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、区別を包括した単一性において「神への愛」としての「**教えの純粋さを問う**」「**教会教義学**」に包括された「神への愛」を根拠とした「**神の讚美**」としての「**隣人愛**」としての「**正しい行為を問う**」「**特別な神学的倫理学**」という全体性において〕**純粋な教えとしてのキリストの福音を宣べ伝えなければならないからである**。バルトは、『説教の本質と実際』で、次のように述べている——「説教の無条件的な出発点と目的」は、「新約聖書において聞く啓示、和解」、「インマルエル、神われらと共にいますである」。したがって、「われわれは、キリストからすべてのことを期待しなければならない。このことが終末論である」、「キリスト教的終末論とは、キリスト論にほかならない。「ここで説教は、感謝と確信と共に期待の態度と行動である」。「第一の来臨〔イエス・キリストの生誕、死と復活〕と第二の来臨〔復活されたキリストの再臨、終末、「完成」〕との間に〔聖霊の時代、中間時に〕、説教と、また同時にキリスト者の生活全体とがある」。第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語りと行動が、「キリ

スト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、**神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない**し、それ故にそれは、「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈りの態度」〕に対し神が応じて下さる〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」のであるから、「**説教は、自分自身の言葉から由来すべきではなく、どのような場合であれ、その形式と内容において、聖書への絶対的信頼に基づく、聖書講解であることの義務を負っている**」。したがって、「説教者が、実際の生活にはなお多くのことが必要であって聖書は生きるために必要なことを言いつくしていない〔人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍、近代的な情報が不足している〕と考えるようなことがある限り——換言すれば、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、すなわち「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストに対してではなく（具体的には、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」、「啓示のくしるし>」、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているそれに対してではなく）、「同時代の人たちの思考の前提に対して」、「そこから形成された理解の規準に対して」、時流や時代精神に対して、「誠実と真実を捧げる」ことをしようとする限り、「責任的応答」をしようとする限り、「彼は、この信頼、信仰を持っておらず、真に信仰によって生きようとしていないのである」。しかし、キリストの「福音は、〔現存する〕われわれの思考や心情の中にあるのではなく、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である〕聖書の中にあるから、われわれは、思想、最高の習慣、最良の見解、そのようなものいっさいを、聖書に聴従することの前で、放棄しなければならない」。その「聖書は〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に基づいて〕神の言葉となるところで、聖書は神の言葉なのである」。われわれは、「聖書に聴従するために」、神の言葉自身の出来事の自己運動の中において、「聖書によって導かれなければならない」。「説教者にとって、彼らに語らなければならない彼ら自身に関する真理は、神がすでに為した、わたしの前にいるこの人々のために、キリストは死に、甦られた—

神、罪深きわれらと共に、ということである」。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な**教会の宣教**（説教と聖礼典）およびその一つの補助的機能としての**教会教義学**は、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、区別を包括した単一性において「神への愛」としての「教えの純粹さを問う」「**教会教義学**」に包括された「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」としての「正しい行為を問う」「**特別的な神学的倫理学**」という全体性において、「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化の時間累積をなして行かなければならない課題を持っている。したがってまた、「いかなる聖書的、信仰告白的、教會的な態度も、もしも教会が、その態度の中で、新しく今こそ宣教の行為に向かって、換言すればそのような態度の中で受け取ったものを何倍にも増やして行く活動に向かって歩み出さないならば、教会の宣教を、正当なものとすることはないであろう」。